

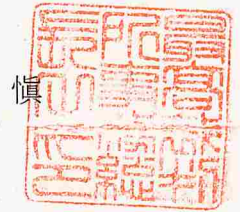
最高裁秘書第5821号

令和元年12月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

12月2日付け（同月4日受付，第014516号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和元年11月18日付け総務局第三課長事務連絡「事件記録等の廃棄留保について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろ－15－A)

令和元年11月18日

高等裁判所民事首席書記官 殿  
高等裁判所刑事首席書記官 殿  
地方裁判所民事首席書記官 殿  
地方裁判所刑事首席書記官 殿  
家庭裁判所家事首席書記官 殿  
家庭裁判所少年首席書記官 殿  
家庭裁判所首席書記官 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 定久 朋宏

事件記録等の廃棄留保について（事務連絡）

先般、重要な憲法判断が示された事件などの事件記録が全国の裁判所において廃棄されていたことが広く報道されました。

近年、公文書を含め史料の歴史的な価値や保存の必要性の認識が社会的に高まっているところ、各庁においては、こうした社会情勢等の変化を踏まえつつ、保存期間の満了した事件記録及び事件書類（以下「事件記録等」という。）について、事件記録等保存規程（昭和39年最高裁判所規程第8号）及び平成4年2月7日付け最高裁総三第8号事務総長通達「事件記録等保存規程の運用について」に沿って史料的な価値の有無を検討し、規程第9条第2項の特別保存（以下「2項特別保存」という。）に付する必要があるか否かを適切に判断していただく必要があります。

現在、各庁の実情の把握に努めているところですが、追って2項特別保存の運用例等について連絡する予定です。そこで、各庁におかれては、それまでの間は事件記録等の廃棄を原則として留保してください。

なお、廃棄を留保することによって、特段の支障が生じる庁については、当課訟廷調査第一係宛てに照会してください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。